

標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、社会情勢や気候変動等が目まぐるしく変化する現在において、安定した下水道事業を継続するうえで、計画的かつ効率的な事業運営を実施することを目的に、実施事業の費用対効果を分析するとともに、事業の「見える化」を実施する業務である。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、沖縄市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 業務計画書
- (ホ) 完了届 (ヘ) 引渡書 (ト) 請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））、又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るために、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

沖縄市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査・計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道計画との関連性、等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅延なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分な協議打合せの後、施工するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.7 計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討し、別紙「業務内容」に基づいて作成するものとする。

第3章 設計

3.1 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指定する図書および本仕様書「第5章 準拠すべき図書」に基づき、発注者と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

3.2 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

3.3 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第4章 提出図書

4.1 提出図書

- (1) 成果報告書 2部
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録

第5章 参考図書

5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）
- (2) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (3) 下水道計画の手引（全国研修センター）
- (4) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- (7) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (8) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- (9) 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (10) 官民連携した浸水対策の手引き（案）（国土交通省）
- (11) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (12) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (13) 小規模下水道計画・設計指針（案）（日本下水道協会）
- (14) 水理公式集（土木学会）
- (15) 治水経済調査マニュアル（案）（国土交通省河川局）
- (16) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (17) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (18) 下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- (19) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）

- (20) 下水道事業コスト構造改革プログラム（日本下水道協会）
- (21) 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
- (22) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (23) 高度処理施設設計マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (24) 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
- (25) 改定 新都市計画の手続き（都市計画協会）

5.2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。